

## センキョ割参加規約

### 1（目的）

投票率の向上、特に若年層の社会参加意識向上を目指すとともに、中立性を確保し、公職選挙法をはじめとする法令を遵守するため、センキョ割への参加・協賛をされる各企業・店舗・自治体の皆様（以下「参加企業等」といいますのでご了承ください。）に以下の内容を誓約していただくものです。

### 2（公職選挙法における利益供与等の回避）

参加企業等によるセンキョ割の実施が、対象となる選挙において、特定候補者・特定政党にとっての買収・利益誘導等にあたることがないように、以下の事項を参加企業に遵守していただきます。

（１）特定候補者・特定政党との関係性があると有権者らに認識・判断されるおそれのある下記の事項に該当しないこと。

ア 選挙区内において、候補者の３親等以内の親族が代表を務め、又は店舗経営をしている。

イ 選挙区内において、候補者の後援会役員が代表をはじめとする役員をつとめている。

ウ 一部の候補者や特定政党、政治的主張を含むポスターを参加企業等の社屋、工場、店舗等の敷地内で掲示し、又は、同様のパンフレット等を当該選挙区内で配布している。

エ 候補者本人が、選挙区内で代表者、店舗経営責任者等若しくは役員をしている、または当該選挙実施日（投票日）から一年以内において店舗責任者、又は役員をしていた。

（２）参加企業所有のウェブページ・SNS アカウント等において、（１）と同様の趣旨から、当該選挙の公示日または告示日以降、以下の行為を行わないこと、行っていないこと。

ア センキョ割の参加・実施を告知するウェブページ・SNS アカウント（以下「告知サイト等」といいます。）において、特定の政策的主張・政治的主張等を行うこと

イ 告知サイト等において、特定候補者への投票の呼びかけ等を行うこと  
ウ 告知サイト等において、特定候補者の投稿、特定の政治主張を含む投稿、政治的ニュースについて、「シェア」や「いいね」のアクションをとること

エ 参加企業等の代表が、告知サイトに限らず、ウェブページやSNSにおいて、特定候補者への賛同・批判・呼びかけ、選挙活動等を行うこと

(3) 投票の秘密を守る観点から、センキョ割サービス実施時に投票した候補者・政党等のヒアリング、サービスと投票先の紐づけ等を行わないこと

### 3 (支社・支店・フランチャイジー等を有する場合)

- (1) 本書面第2項(1)に規定する「代表」「店舗経営」は、「支社・支店等の責任者」を含むものとします。
- (2) 本書面第2項(2)の告知サイト等は、各支社・支店等及び支社・支店等の責任者が発信・アカウント名を有するものを含むものとします。
- (3) 参加企業等は、センキョ割に参加するに際し、支社・支店等の責任者に、本書面第2項の禁止事項を周知し、該当する支社・支店及びその責任者が該当しないことを確認するようにしてください。
- (4) 支社・支店及びその責任者が本書面第2項の禁止事項に該当する場合、参加企業等において当該支社・支店でのセンキョ割サービスの実施がないように取り計らい下さい。

### 4 (商標権等について)

- (1) 「選挙割」(センキョ割など表記方法の違う形態を含む)及び「投票割」 「voting rewards」の(標準文字)商標権は、一般社団法人選挙割協会(以下「当協会」といいます。)がその管理運用を委託されており、なお、アプリケーションソフトを用いた選挙割サービス実施についての特許権についても同様です。
- (2) 参加企業等が、センキョ割参加等を告知されるために商標「選挙割」等を使用されることは、当然に無償での使用を許諾します。奮って告知等を行い、センキョ割サービスの浸透にご協力ください。

- (3) 他方で、参加を表明された選挙終了後に、当協会とは関係のない団体が行うセンキョ割サービス類似に参加される場合、独自にセンキョ割サービス類似の企画・サービスを行われる場合には、使用を許諾することはできません。
- (4) 当協会は、学生ボランティアを主体に、選挙管理アドバイザーの助言・指導を仰ぎ、顧問弁護士と連携して、公職選挙法をはじめとする法令への抵触がないよう中立性の確保等に努め、10年以上の社会的信用を熟成してきた実施実績がございます。今回の選挙に限らず、今後も引き続きのご参加をお願い申し上げます。

5 (本ガイドラインの改定等)

本ガイドラインは、令和5年4月1日を目安に、当協会ホームページに掲載し、適宜改定するものとします。参加企業等への改定の通知は、当該ホームページ上で行います。

令和5年3月20日 一般社団法人選挙割協会